

高野町会計年度任用職員の募集案内

申込締切 R8.12.18(金) 令和 9 年 4 月 1 日採用予定

1、会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき 1 会計年度内(4月～翌3月)を任期として任用されます。採用されると一般職の地方公務員となり、服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

2、募集職種及び募集人数

採用される職により、募集職種、募集人数、勤務先、必要な資格等が異なります。

詳細は、別紙「令和 9 年 4 月 1 日採用予定高野町会計年度任用職員募集職種一覧」をご覧ください。



3、応募資格

(1) 共通事項

◎地方公務員法第 16 条により、次のいずれにも該当しない人

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②高野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 個別事項

資格を必要とする職種は、上記の共通事項に加え、別紙「令和 9 年 4 月 1 日採用予定高野町会計年度任用職員募集職種一覧」に記載された資格・募集要件を満たす人

4、選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

選考方法は、書類選考又は面接を実施します。面接を実施する場合は個別に連絡し面接を実施します。

(2) 選考結果

選考結果は、応募者全員にお知らせします。

5、提出書類について

(提出書類)

・会計年度任用職員申込書

※高野町役場で配布又は高野町の HP よりダウンロードできます。

・資格を証する書類の写し(資格を必要とする職の場合及び新規での申込者)

6、提出方法

上記書類を、高野町役場総務課庶務人事係に持参してください。

(土日祝を除き、午前8時30分から午後5時まで受け付けます)

7、勤務条件等

(1) 任用期間等

任用期間は、令和 9 年4月1日から令和 10 年3月31日までの間になります。

(2) 勤務日・勤務時間

勤務日及び勤務時間並びに休日勤務等については職種により異なりますので、別紙「令和 9 年 4 月 1 日採用予定高野町会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

(3) 休日・休暇

休日は、原則、土日祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)※休日は配属先により異なります。

(4) 報酬月額等

(ア) 翌月 21日払 ※支給単位や金額等については任用される職や勤務日数により異なります。

(イ) 週5日勤務の場合は、月額支給、週5日未満の場合は、日額支給、週によって勤務時間等が変動する場合は、時間給での支払いとなります。

(ウ) 諸手当 期末手当(任用される期間による)、勤勉手当(人事評価に伴う)、通勤費用に応じた費用弁償(距離に応じて)、時間外勤務手当が支給されます。

(5) 社会保険

任用期間や勤務時間により、健康保険、厚生年金、雇用保険の適用があります。

(6) 公務災害

町の非常勤職員公務災害保障制度、又は労働災害保障保険が適用されます。

(7) 服務、分限及び懲戒等

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員に位置づけられることから、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、）が適用されます。また、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。

会計年度任用職員募集に関する問い合わせ（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで）

高野町役場総務課 庶務人事係 中谷 電話 0736-56-3000